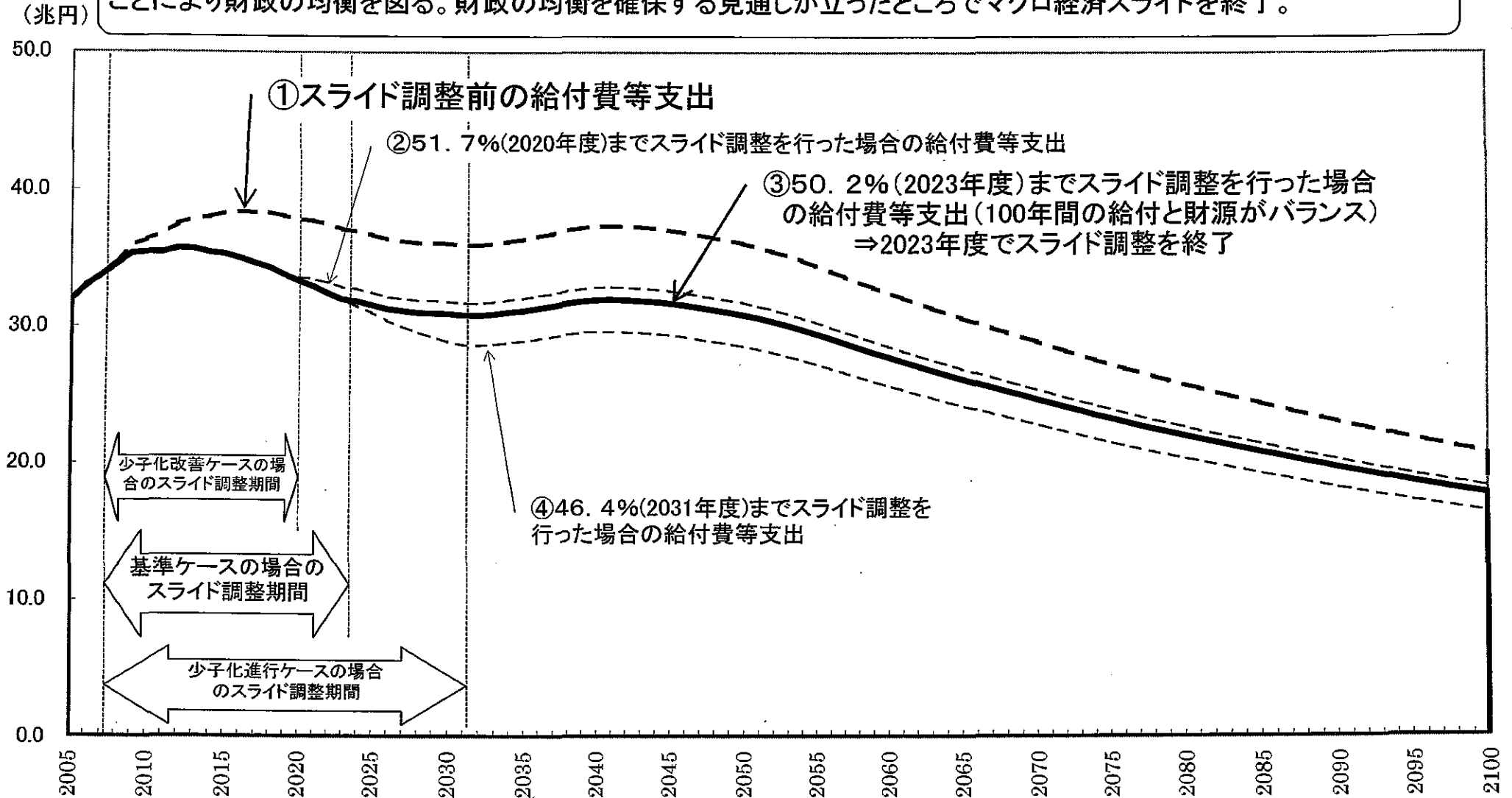


マクロ経済スライドによる財政の均衡について

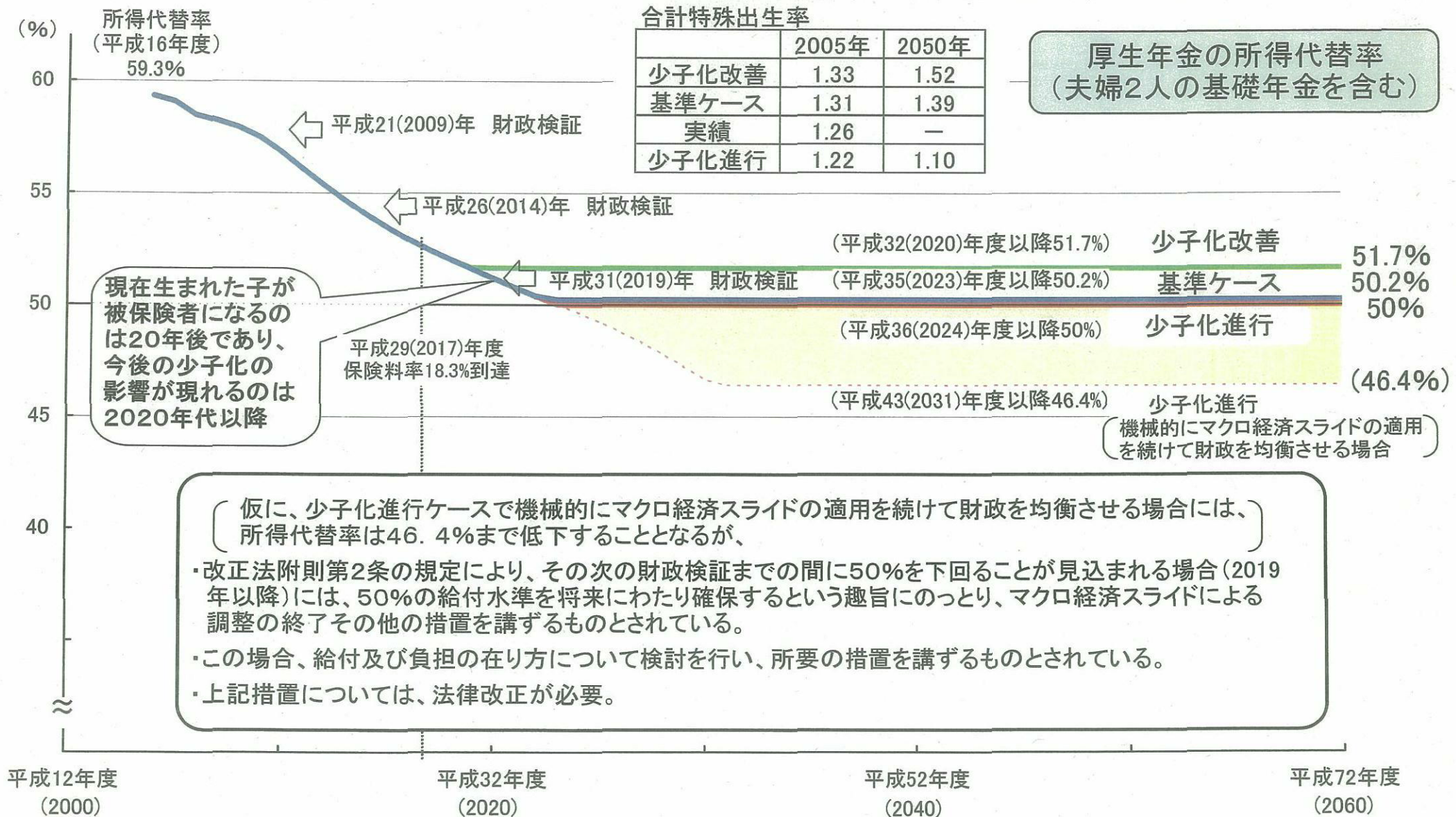
- ・厚生年金及び国民年金では、100年間の財政均衡期間を通じて給付とその財源の均衡を図っている。
- ・財源は予め決まっていることから、財政の均衡を保つことができないと見通される間はマクロ経済スライドを継続することにより財政の均衡を図る。財政の均衡を確保する見通しが立ったところでマクロ経済スライドを終了。



※金額は16年度価格で表示している。

図 3

少子化の状況が変動した場合の所得代替率の見通し
—平成16年財政再計算—



(仮に、少子化進行ケースで機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させる場合には、)
所得代替率は46.4%まで低下することとなるが、

- ・改正法附則第2条の規定により、その次の財政検証までの間に50%を下回ることが見込まれる場合(2019年以降)には、50%の給付水準を将来にわたり確保するという趣旨にのっとり、マクロ経済スライドによる調整の終了その他の措置を講ずるものとされている。
- ・この場合、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとされている。
- ・上記措置については、法律改正が必要。

平成16年年金制度改正における給付と負担の見直し

給付水準

(厚生年金 (夫婦の基礎年金を含む))

今後の少子化の中でも、標準的な年金の給付水準は、年金を受給し始める時点(65歳)で現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回るものとする。

平成35(2023)年度以降 50.2%

現在の59.3%から、現役世代の人口減少とともに水準を調整。ただし、もらっている年金額は下げない。

年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて増加するが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくこととなる。

保険料負担

(厚生年金・国民年金)

現在 厚生年金：13.58%
(本人6.79%)
国民年金：13,300円

(厚生年金)

・平成16(2004)年10月から毎年0.354%(本人0.177%)の増
※平均的勤労者(月収36.0万円、ボーナス3.6ヶ月分)本人
各月650円
ボーナス1回1,150円(年2回)

(国民年金)

・平成17(2005)年4月から毎年月額280円の増(平成16年度価格)

平成29(2017)年度以降
厚生年金：18.30%
(事業主9.15%)

国民年金：16,900円
(平成16年度価格※)

※「平成16年度価格」…16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は、16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金の上昇の状況に応じて変化する。

基礎年金国庫負担割合の引上げとその道筋

平成16(2004)年度：着手

財源：年金課税の見直し(公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止)

増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円を基礎年金に充当
※平成17年の所得から適用なので16年度の充当分はその1/6(272億円)

平成17(2005)年度・18(2006)年度
：適切な水準にまで引上げ

財源：【平成15年12月与党税制改革大綱】
個人所得課税の抜本的見直し

平成19(2007)年度を目途
【平成15年12月与党税制改革大綱】
消費税を含む抜本的税制改革を実現

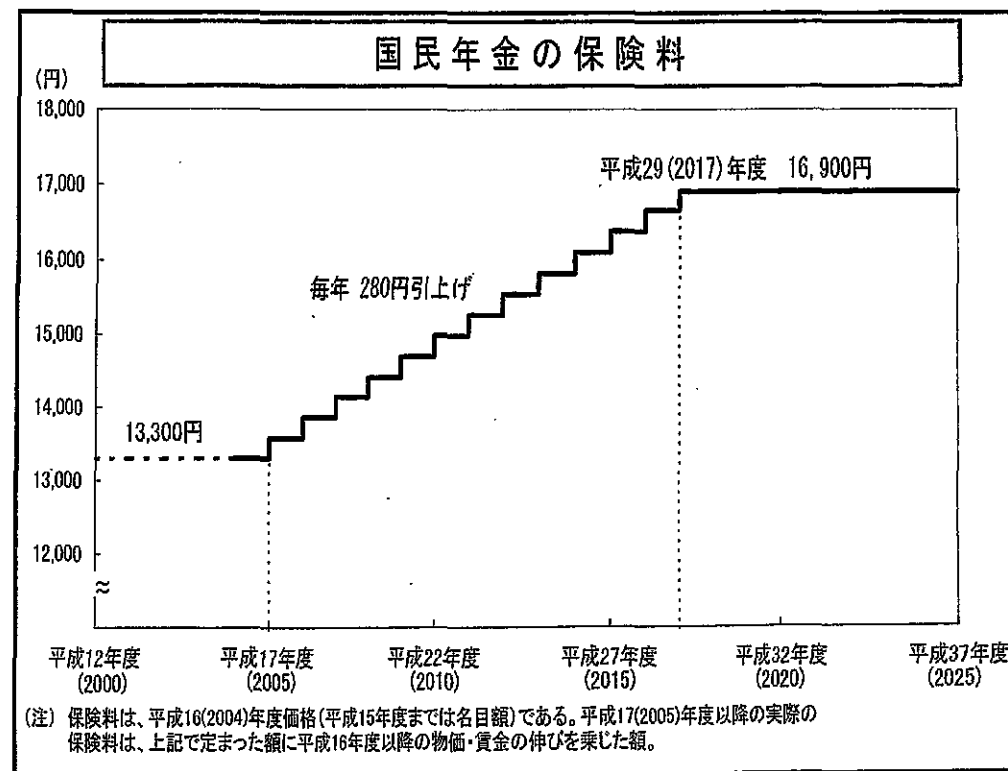
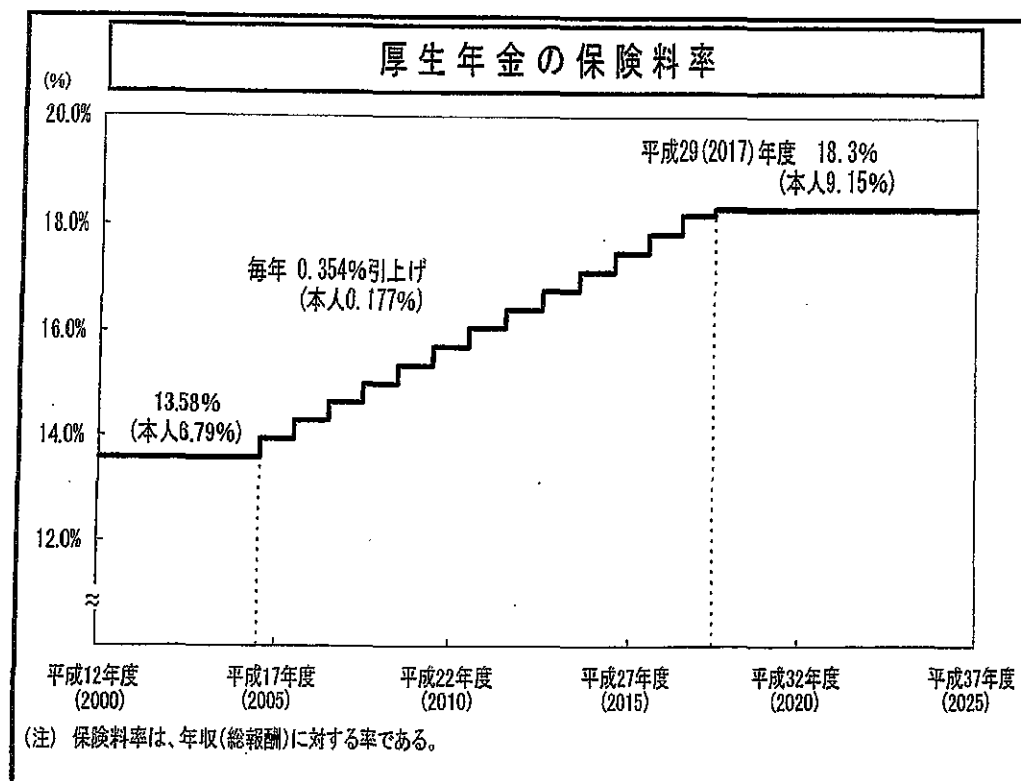
平成21(2009)年度まで
：2分の1への引上げ完了

厚生年金及び国民年金の保険料（率）の引上げ

【保険料（率）の引上げ幅】

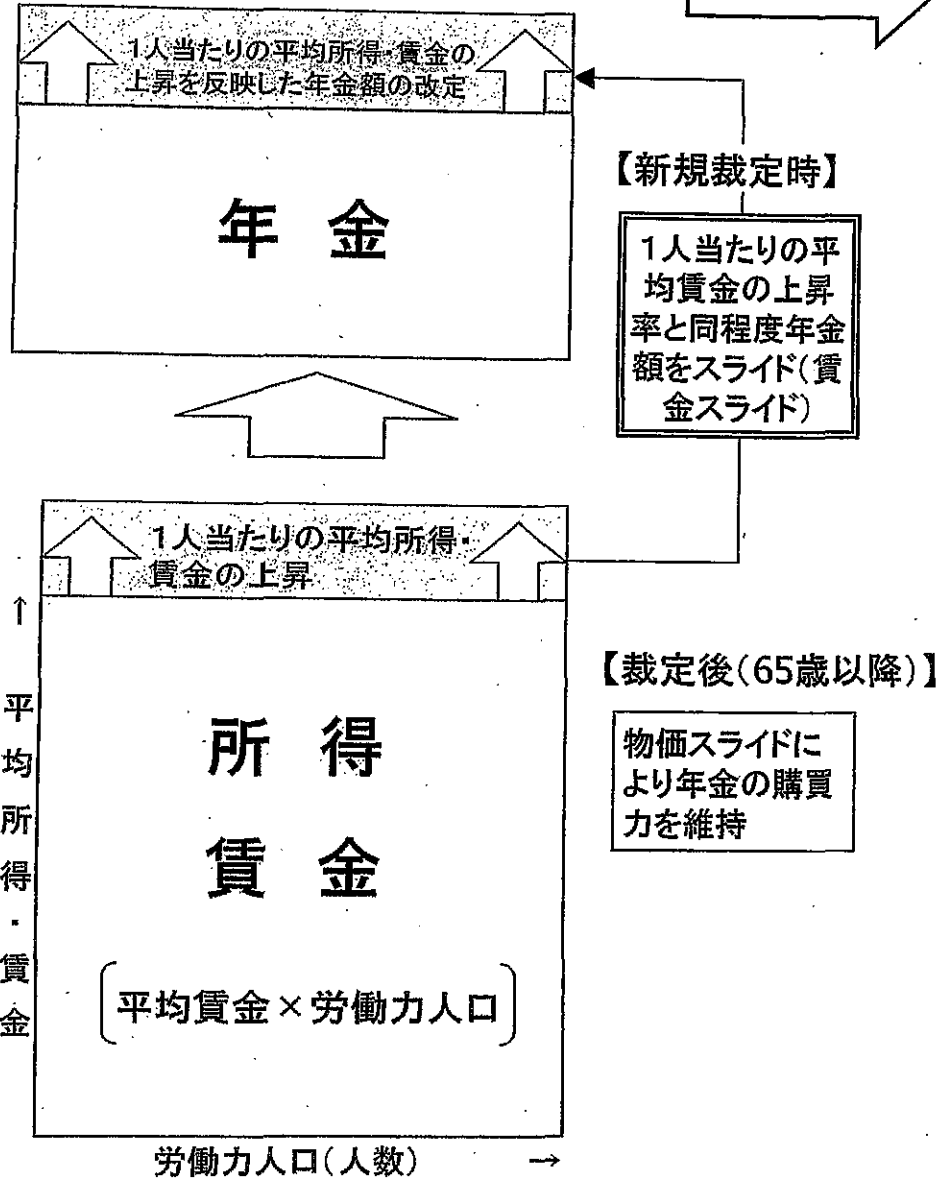
厚生年金：平成16年10月より毎年0.354%(本人0.177%、事業主0.177%)引上げ

国民年金：平成17年4月より毎年280円(平成16年度価格)引上げ

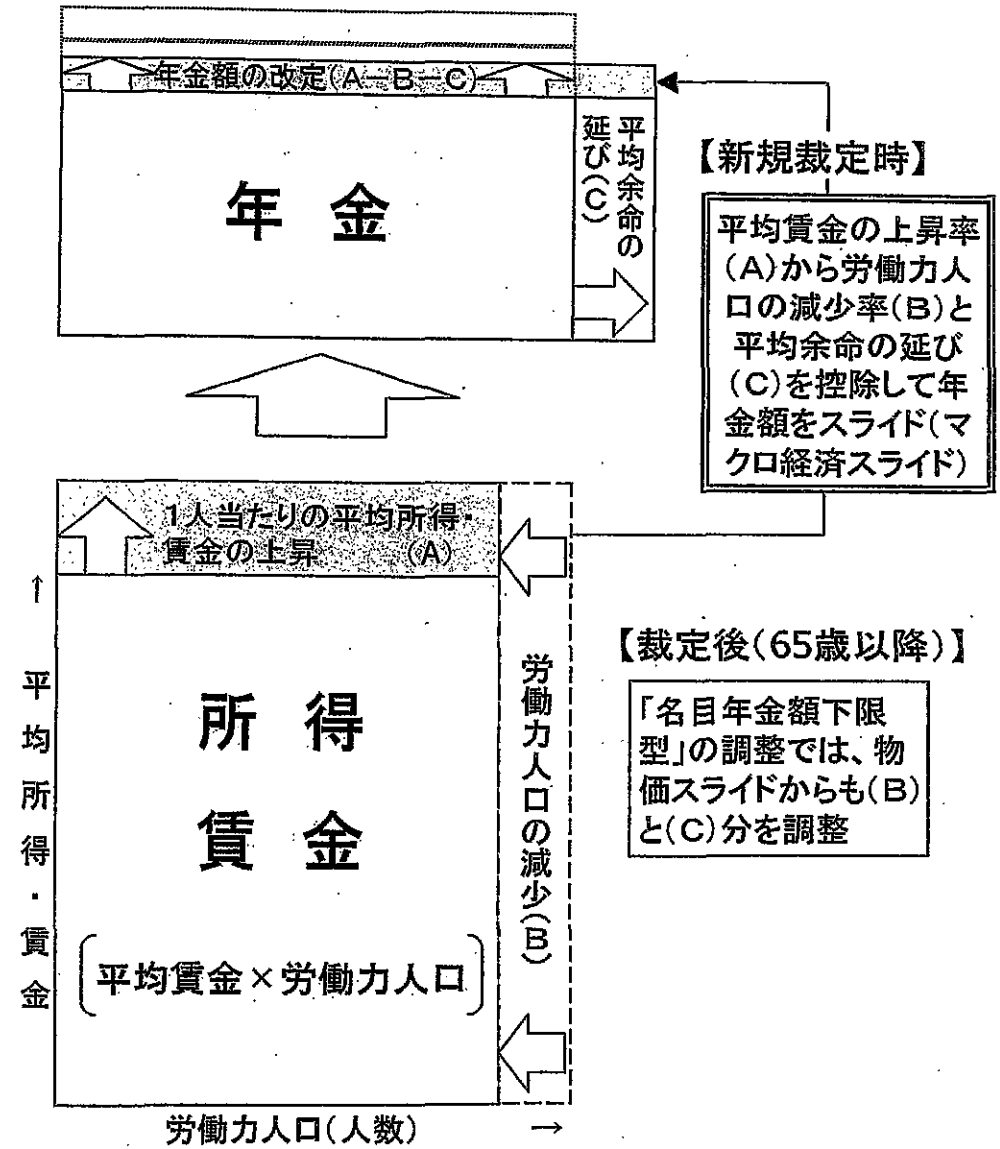


※ 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者（月収 36.0 万円（ボーナスは年 2 回合計で月収 3.6 ヶ月分））の場合、毎年、保険料率の引上げにより、月 650 円程度（ボーナス 1 回につき 1,150 円程度）保険料負担（被保険者分）が増加する。

《現在の年金額改定(スライド)》



《マクロ経済スライドによる自動調整》



○年金制度を支える力(保険料賦課のベース)は、社会全体の生産活動が生み出す所得や賃金

○今後労働力人口が減少していく中で、平均賃金が上昇しても、それと同程度に年金制度を支える力(保険料賦課のベース)である社会全体の所得や賃金は増加しない。